

第84回
近江八幡市安土町地域自治区地域協議会
会議録

近江八幡市安土町地域自治区地域協議会事務局

第 84 回（平成 29 年度第 3 回）
近江八幡市安土町地域自治区地域協議会 次第

日 時：平成 29 年 6 月 22 日（木）午後 1 時 30 分

場 所：安土町総合支所 3 階旧議員控室

1. 開会

2. 経過報告

3. 報告事項

①第 2 次近江八幡市地域福祉計画について（福祉政策課）

資料 1

4. 協議事項

安土町地域における地域福祉の諸課題について

～「第 2 次近江八幡市地域福祉計画について」を踏まえて

3－1 報告事項

②安土学区まちづくり協議会・老蘇学区まちづくり協議会の活動状況について
安土学区 善住委員、老蘇学区 澤 委員（欠席のため事務局代読）

参考 1

5. 宗野アドバイザーからご意見（地域自治区の将来像他）

6. その他

（連絡事項等）

次回会議運営部会は、 7 月 5 日（水） 午前 9 時 30 分から

7 月定例会は、 7 月 19 日（水） 午後 1 時 30 分から

6. 閉 会

会議録

●会議の名称	安土町地域自治区地域協議会 第84回（平成29年度第3回）定例会
●開催場所	近江八幡市安土町総合支所3階旧議員控室
●開催日時	平成29年6月22日（木） 13:30～15:30
●出席者 （委員等） （事務局） （説明者等）	安田惣左衛門会長、茶野初美副会長、可須水弘美委員、小杉稔委員、善住元治委員、仙波謙三委員、中澤栄子委員、横川明子委員 地域協議会事務局 安土町総合支所 大林地域自治区長 住民課 重田参事、助野副主幹、矢野副主幹 福祉政策課 野洲副主幹
●議題及び議事	報告事項 第2次近江八幡市地域福祉計画について 協議事項 安土町地域における地域福祉の諸課題について
事務局	第84回安土町地域自治区地域協議会を開会いたします。開会に際しまして安田会長よりご挨拶賜ります。
会長	（あいさつ）
事務局	続きまして大林区長がごあいさつ申し上げます。
事務局（区長）	（あいさつ）
事務局	ありがとうございました。 本日の会議につきまして、澤委員、矢場委員から会長あてに欠席の連絡がございました。 近江八幡市及び蒲生郡安土町の廃置分合に伴う地域自治区及び地域自治区の区長の設置に関する協議書第11条第3項の規定に基づき、本協議会が成立しておりますことをご報告申し上げます。 これより議事に入らせて頂きます。議長は同じく協議書の規定に基づき安田会長にお願い申し上げます。
会長	規定に基づき議長を務めます。なお、会議は15時30分までに終了を予定しておりますので円滑な議事運営にご協力をお願いいたします。 会議次第に基づき前回（5月25日）の定例会以降の地域協議会の活動について経過報告を行います。 まず、広報編集部会の活動について広報編集部会長から報告願います。

広報編集部会長

7月1日付けで地域協議会だより第42号を発行し広報7月1日号と併せて全戸配布の予定です。内容は「第81回、第82回定例会」、「風景づくり委員会報告」、「信長まつり鎧製作」、「青色パトロール」、「100名城観音寺城講演」等です。

会長

ありがとうございます。

ご報告いただきました広報編集部会の内容について、ご意見、ご質問等ありますか。

無いようですので6月6日開催の会議運営部会の活動について報告します。

6月定例会において、独り暮らし高齢者への支援について、長寿福祉課、介護保険課から報告いただく予定をしておりましたが、平成29年3月に第2次近江八幡市地域福祉計画(平成29年度～平成33年度)が策定されました。

新市基本計画の中で高齢者見守りネットワークの充実が謳われていることから、先ずは新市基本計画に基づいて平成29年3月に策定された市福祉行政の根幹をなす同福祉計画を確認したいと存じます。その中から系統立てて安土地域に関する福祉の状況、課題について把握していく手法を取ることに決まりました。

協議事項につきましては、福祉の諸課題について説明を受け、系統立てて安土地域に関する課題を整理し、個々の課題について担当課から詳細説明が必要である場合は、今後改めて定例会において、担当課から報告をお願いする流れを考えております。

なお、本日の議事は報告事項の第2次地域福祉計画についての後に、協議事項の安土町地域における地域福祉の諸課題について協議いたします。安土学区、老蘇学区両まち協からの報告は、協議事項の後となりますのでご了承ください。

最後に、宗野アドバイザーから地域自治区の将来像等についてご意見を賜りたいと存じます。

以上が会議運営部会で決定した内容でございます。部会の内容に関して、ご意見、ご質問等はありませんか。無いようですので会議次第に沿って議事を進行いたします。

意見箱の意見でございますが、今般は0件でございます。

それでは、報告事項の「第2次近江八幡市地域福祉計画について」福祉政策課から報告いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

福祉政策課

「第2次近江八幡市地域福祉計画について」ご説明申し上げます。

(資料に基づき説明)

計画の位置づけ～社会福祉法第107条の規定に基づき市町村が策定する地域福祉の推進に取り組むための総合的な計画です。

「新市基本計画」で示されているまちづくりの方針を踏まえ、「総合介護計画」や「障がい者計画・障がい福祉計画」、「子ども・子育て支援事業計画」などの個別計画との整合性を図り、各個別計画では対応しきれない課題や共通する課題で

政と社協との連携が密でなかったことです。今後改めるべき点です。

会長 お金の面ですが、社協は収益がありません。人件費を行政から支援してもらっています。社協の活動はボランティアの方々の活躍が多いと思いますが、そのボランティアの方々が高齢になっておられます。高齢化の問題は無いですか。

福祉政策課 退職後の男性をターゲットにして、ボランティアに取り組んでもらう活動もあります。また、生活支援のボランティアにおいては有償化の仕組みがあり、ボランティア＝無償ではなく、今後は有償ボランティアも新たな担い手として浸透する一つの方法かもしれません。

また市内には社会福祉法人が多くおられて、担い手の一つとして地域課題の解決に取り組んでいただきたいと考えています。

委員 見守り支え合い活動の安土地域の状況はどうですか。

福祉政策課 安土地域は自治会のおよそ2割が取り組んでおられ、近江八幡地域は1割にも満たない状況です。安土地域は見守り支え合い活動が進んでいると言えます。

会長 他に委員より質問等ございませんか。無ければ報告事項については以上とさせていただきます。

引き続き協議事項に移ります。安土地域における地域福祉計画の諸課題について、先程報告のございました「第2次近江八幡市地域福祉計画について」を踏まえまして、委員の皆さんからご意見等ございませんか。

委員 私は人口減少、少子高齢化の問題が取り上げられる度にいつも思うのですが、「人口減少にならないまちづくり」とは、どうすればよいのか。福祉分野にとっても同じように重要だと思います。

会長 若年層の人口をどうして増やして行くのかですね。

委員 今や人口が減るのは当たり前ですから。

副会長 働ける職場が近くに有れば若年層の人口が増えるかもしれません。

委員 これは福祉分野とは別の話なのですが、そもそも集落営農で稼ごうとしても年間200万円から300万円の収入ですから若い人は稼げない。

会長 若年層の人口を増やそうとしても、主たる条件である働ける職場の確保が難し

いですね。

副会長

市内に社会福祉法人が多いとのことですが、どのような団体のことですか。

福祉政策課

市が管轄する社会福祉法人が17法人ございます。特別養護老人ホームや保育園を運営されている団体です。安土町地域にも一カ所あります。

委員

生活困窮者の支援について、例えばシングルマザーの場合どのような支援をされておられますか。

福祉政策課

支援の必要な方は高齢の方から若い方までおられます。当市では生活困窮者自立支援法に基づき平成27年度から相談窓口を一本化しています。

委員

包括支援センターについて、安土地域は八幡東中学校区と一緒にしていますが何故ですか。

福祉政策課

おおよその高齢者の人口割りで地域包括支援センターの区域を決めているらしいのですが、はっきり何故そうなのか担当課でないためお答えできません。

市内の高齢者人口の状況を説明します。(平成28年4月1日現在)

安土地域(安土学区・老蘇学区の合計)3,211人と八幡東中学校区5,444人の2つの合計8,655人が東部包括支援センターです。

八幡中学校区6,247人が地域包括支援センター

八幡西中学校区6,147人が西部包括支援センター

会長

安土地域が含まれる東部包括支援センターが一番多いですね。安土地域だけでも3,211人と結構多いですね。

福祉政策課

包括支援センターは介護保険法でケアマネージャーを置かないといけないとか、社会福祉士を置かないといけないとか人員配置の関係も有り、小規模にすればするほど人の配置が難しくなるという問題点があります。専門職の人員確保等が本当に難しい状況です。

会長

独り暮らしの高齢者が多くなると、「地域の見守り支え合い」だけでは限界があり、支援や介護が必要となった場合には包括支援センターに相談しながら適切な処置を取る必要がありますね。

福祉政策課

相談機関として包括支援センターがあり、困りごとがあれば何でも気軽に相談していただければと思います。後は地域の取り組みの「ワンコインカフェ」等で

高齢者が気軽にしゃべれる場所を作ろうとか、「生活の困りごとがあれば支援するとか」という仕組み作りが大切です。

会長

私の地元でも水曜サロンがありますが、結構元気な方は喜んで参加されます。そこに行けなくなった方、歩けなくなった方が見守り支え合いの対象になってくると思います。地元の例では各班の女性消防隊が自分の隣組は見守って、何か気が付いたら福祉協力員に連絡して相談する。協力員も困ったら民生委員・児童委員に相談する。こういう仕組みを作っています。徐々にサロンに行けない人が増え出した時にそういう問題をどうするかです。

委員

相談を受ける側には専門的知識が必要です。集落の健康推進員、日赤奉仕団の方、民生委員・児童委員、それぞれが研修を受けてそれなりの知識を習得しているはずですが、ところが介護となると集落の中でそこまで知識のある人はいないのではと思います。分からないことは包括支援センターの支援が必要です。

会長

支援の活動をしていただいている方々は限られています。その方々も高齢化しておられます。その方々の後継者の問題があります。どのように地域で支援するのか、行政からのアドバイザーを包括支援センターに置いて欲しいと思います。夜でも本人の実態を見て欲しい。福祉協力員や民生委員・児童委員が対応できない時はどうなるのか。補完できる制度はないか。

副会長

民生委員・児童委員は小集落の場合、私の地元では大中、芦刈、北原で一人しかおられない。民生委員・児童委員と福祉協力員は同じではないですね。

福祉政策課

役割は自治会によってもいろいろです。福祉協力員がサロンの運営を中心にされていたり、民生委員・児童委員が中心に運営されている地域もあつたりします。

副会長

私の地元ではサロンは健康推進員がずっと運営しています。民生委員・児童委員は芦刈におられますが、大中のことを良く知っておられるかというところまでいかないと思います。民生委員・児童委員は人口割りですか。

福祉政策課

人口割りです。民生委員・児童委員がおられる所とそうでない所で状況は違うかなと思います。民生委員・児童委員も隣の集落のことは良く分からないというのは正直そうだと思います。民生委員・児童委員は何所帯毎に一人という目安があります。

副会長

福祉協力員がおられるのでその方に話されるのですけれど。

福祉政策課	福祉協力員から民生委員・児童委員に繋いでいただくとか。
会長	福祉協力員は社協からお願いされて活動されていると思うのですが、民生委員・児童委員と福祉協力員とが連携した活動ができますと良くなると思います。そういう仕組みを作らないと、どうしていいのか分からないという状態が一番危険だと思います。どうしていいのか分からないから、見て見ないふりをすることが起こる可能性が大きくなると思います。そうならないように今ある体制、仕組みを充実させる必要があると思います。
福祉政策課	民生委員・児童委員の事務局も社協ですので、福祉協力員の関係性について行政と一緒に考えて行くことが大切だと思います。民生委員・児童委員は定数の問題があり各自治会に必ず一人置くことができません。
委員	デイサービスを利用している 90 代の女性が独り暮らしをされています。男性の民生委員・児童委員が家庭訪問するにしても対応しがたい問題があります。今までの民生委員・児童委員は女性だったので、家に上にあがってお話しをするなどいろんなことをしておられました。男性の民生委員・児童委員ですと敬遠され「何も用事が無いので帰ってください」と言われて困っておられます。
福祉政策課	結構そういう話を聞かせていただきます。そういう時に日赤奉仕団の方とか福祉協力員の方が女性であれば一緒に行っていただくとかはどうでしょうか。話しやすい方に行っていただくのも一つの方法だと思います。
会長	福祉分野は幅が広く非常に難しいのですが皆さんご意見どうですか。
委員	ワンコインでサービスを提供する病院の送迎とかありますよね。協議会の中でも万が一事故が起こった時に問題があるので進まないのではという話しが出たことがありました。有償のサービスを提供した時にトラブルの補償は大丈夫なのでしょうか。
会長	今でも隣り近所で送迎してあげておられることがあると思います。自治会で困っている方を助けようと決めた時に自治会として本当に進められるだろうか。補償に発展した時にどうなのか。
福祉政策課	有償でも実費・ガソリン代としてもらうのか、送迎の対価としてもらうのかで違いかと思います。また調べて連絡します。
会長	今後は県域あたりで、高齢者だけでなく子育て世代とか、福祉活動における共

済制度があればと思います。安土地域は公共交通機関が脆弱なので、志しのある方は多いのですが万が一事故や災害の時にその補償担保はどうするのか。こういう時代ですので県域なり国なりの共済制度があっても良いのではないかと。好意が仇になることを心配します。

これから必要なボランティア活動が、それが理由で低調になってしまうと残念です。志しのある方は結構おられるが自治会としては公の場では頼みにくいし、見守り支え合い活動をやりかけたところで、「それじゃ、買い物に行ってください」と頼まれます。それで、頼まれた物を買に行くとなると本人の意図した品物でないことがあるそうです。

副会長 やはり本人が行って買い物をしたいということがあります。

会長 共助の世界を志す人は結構おられますが、何かの時に補完する制度があればと思います。他にご意見ございませんか。

アドバイザー 以前、大学の授業で過疎地のお年寄りを市の中心市街地に自動車等で送迎する事業をしている所がないか調査したことがあります。

インターネットで調べただけで詳しい事まで分かりませんが、高知県に美馬という小さな地区があります。市町村合併して広域化した市ですが、その中に人口数千人の小さな地区があります。合併以前、町だった頃は隣接する中心市街地までコミュニティバスを走らせていて、旧町はコミュニティバスに補助を出して移動手段を確保していました。合併して補助制度が無くなった時、その地区全体でまちづくりの法人のようなものを結成されました。その法人の中にはいくつかの部会があり、庭の掃除や刈りこみをする部会もあれば、お年寄りに料理を作って届ける部会もあり、福祉輸送の部会もあります。

輸送は会員制で、結構多くの方が会員となり自動車を運転し送迎される方も会員でおられる。そこでいわゆる「白タク（無資格営業のタクシー）」を禁止する有償運送事業法が問題になります。2種免許を持っていないとタクシー業務をやってはいけないという法律です。そこをどうやって克服したのか、特区なのかどうかも分かりませんが、そこは地域に任せるでは無くて、おそらく市がやって行くことだと思います。

この地区については有償運送事業法の特例として、地域の人が500円なら500円で連れて行って、帰りも連れて帰るといった仕組みを作ってやっておられます。そういう事例はあるのではないのでしょうか。インターネットの情報だけで曖昧ですが、その辺りを詳しく調べられたら良いと思います。

会長 介護保険の制度の対象にならない方の買い物の付き添い等の活動に、社会福祉法人やNPO法人が会員を募って買い物に連れて行っていただければ良いのですが。

アドバイザー 送迎だけでなく、法人等がいろんな事業をやっていて合併前の旧町が立ち上げた法人らしいです。

会長 余談ですが、高齢者は事情によっては運転免許証を返納しないといけないと以前に話したことがありました。運転免許証を返納したら交通手段が無くなるので、例えば赤こんバスを地域循環方式で運行してもらおうとか、赤こんバスの回数券を一定枚数一度限りでいただけるのは良いけど、バスの運行が2時間に1本ではどうしようもないですね。こうしたことから高齢者の運転免許証の返納がどうしても遅れるのです。移動する手段がないとどうしようもないのです。

委員 計画の 67 ページに支援の拡充にあるのですが、赤こんバスに運賃減免はあるのですか。

福祉政策課 障がい者手帳をお持ちの方は半額助成となります。減免額では無くて対象者を拡大する方向のものです。

委員 是非とも減免対象者を拡大して欲しいと思います。

会長 70 歳以上の高齢者で運転免許証を返納された方は制限なく減免するとかの検討が必要だと思います。
他にご意見ありませんか。無いようですので長時間になりましたが、協議事項については以上とさせていただきます。
続いての報告事項に入ります。
「安土学区まちづくり協議会と老蘇学区まちづくり協議会の活動状況について」です。安土学区について委員より報告をお願いします。

委員 (報告)
主な行事
経過 6月4日 第33回あづち信長まつり(安土小学校～安土文芸の郷一体)
6月11日 てくてく歩こう会(みどりウォーク)
予定 7月2日 西の湖一斉清掃
7月22日 外来魚さかな釣り大会
7月30日 子どもデイキャンプ

会長 続いて老蘇学区報告を事務局で代読をお願いします。

事務局 (報告)

経過 6月3日 ホタル観賞会
6月4日 第33回あづち信長まつり
予定 6月23日 滋賀大生と行う老蘇のまちづくり（滋賀大学宗野ゼミ）
6月23日 健康カラオケ「おいそ屋」
6月24日 第2回住みよいまちづくり人権推進講座「介助犬講座」
7月29日 ヨシ灯りをつくろう

委員

お手元に老蘇まち協会長からお預かりした資料をお配りしました。一つは5月27日の老蘇学区まち協の定期総会の基調講演の時の資料です。もう一つは老蘇ふるさと絵屏風からカルタを作成したのですが、そのカルタの解説冊子になります。6月14日の京都新聞に紹介していただいて、今すごく問い合わせをいただいています。大津市や守山市の方や、県教育委員会からも問い合わせをいただいております。老蘇学区の方には無料で全戸配布させていただきます。小学校、幼稚園にも無料でお配りしています。一般の方には協力金という形で1冊100円をいただいています。

事務局（区長）

非常に良い事です。ふるさと屏風絵から始まってカルタを作成し、その解説冊子も作られたのですね。

副会長

絵屏風の中の絵から抜き出して作られたのですね。

委員

そうです。1箇所の絵ではなくて関連する絵や内容をミックスさせたりしています。

委員

カルタそのものは販売されていますか。

委員

カルタ本体は非常に高額になりまして、仮に販売してもどなたも購入いただけない金額になります。

委員

A4サイズのカルタですよ。

委員

普通のサイズのカルタにしても非常に高額になります。

委員

現在、常楽寺区も絵屏風を作っています。下絵が大部分できてきて来年の春には完成する予定です。

委員

老蘇学区を出られた方や嫁がれて他に行かれた方も、新聞を見られて「もうすぐ同窓会があるのでどうしても欲しい。」という方もおられます。

委員 安土学区にも絵屏風があります。それを新しくするという話もあります。

委員 子ども達がカルタをする時に、昔の事を説明するためにこの解説冊子の説明文を子ども達に読んでもらっています。

是非とも老蘇学区コミセンに屏風絵とカルタを見に来てください。

会長 それでは次に進みます。本日、宗野アドバイザーにお越しいただいています。今後の協議会の進め方、先進地視察の考え方についてご意見いただきたいと存じます。

会議運営部会でもいろいろと情報収集をいただいて、合併特例で合併された岐阜市の経過や、地方自治法による地域自治区を置かれた恵那市の取り組みとか挙がっています。

岐阜市の柳津町は合併特例を完了されていますので完了後どうされたのか。柳津町は庁舎の改修等があり、少人数でお越しいただけるなら対応いただけるということです。恵那市については、当方の先進地視察の考え方を明確にしたうえで、ご検討いただけるということです。

宗野アドバイザーからご意見やお考えを聞かせていただけたらありがたいと考えております。

アドバイザー 4月定例会、5月定例会の2回、職務のため欠席いたしまして申し訳ございませんでした。

理想的な形としては、地域自治区、地域協議会を全市に広げて行くことが仮にできれば一番良いのですが、おそらく無理であると思います。市としては、そのような将来設計は無いでしょうから、今の学区まちづくり協議会を前提にして何ができるのかを考えることが一番現実的であると思います。

そこで、学区のまちづくり協議会に現状のまち協で役割が十分なのか。安土学区、老蘇学区両まち協でどういう活動をしているのか。運営のあり方とか、そこで出て来る課題だとか、課題に対する対応策等々の整理を行って何が足りないのか。

例えば、地域の課題が出てきた時にそれを自分達で議論する。あるいは学区だけでなく、そこに市のまちづくり支援課とか、用水路のことならその担当課に入ってもらい、一緒に議論するような仕組み作りが大切だと思います。時間をかけて中長期的に議論を重ねて行って、市の政策にこちらの意見をある程度反映させていくような仕組みを作って行けるかどうかは分かりませんが、これから考えて行くべきことかなあとと思います。

これは、昨年度まちづくり支援課と地域協議会とで論議された際に同課から、「それなら課としても十分そういう制度を構想できるのでは。」というお話があ

ったと思います。市の体制も変わっているかもしれませんが、その辺も見ながら議論する必要があると思います。

まずは地域協議会で自分達がどういう課題があって、その課題を地域の方とどう整理をしているのか。そして、今度は安土地域以外の他学区の人とどのように協議して行けるのか。どういう協力関係を取って行けるのか。市にどう協力をお願いするのか、市とどう議論して行けるのか。その体制を、まちづくり支援課と議論して行くことが大切であると思います。

協議の仕方ですが、例えば課題が出てきた時に市の方に来てもらうということもありうるでしょうし、あるいは定期的に安土地域の2つの学区がなんらかの形で市と協議の場を持つ。例えば月1回まちづくり支援課に来てもらい、「今こういう議論をしているので担当課に繋いで欲しい。」、あるいは担当課とまちづくり支援課に来てもらうとか。そういった協議の仕方があるのかどうか、まちづくり支援課と話して行く段階かなあと考えています。私からのアドバイスは以上です。

会長

新市基本計画を執行させる中で、安土地域については合併後の協定項目については殆ど完了しています。現制度や仕組みにおいて我々住民が不都合に思うことがあるのかどうか、学区まちづくり協議会としても学区自治連合会としても不都合なものがあるのかどうか。

まずは検証しながら課題を見定めて、不備なところは現行制度の中で中身を改善しながら進めてもらえれば良いことだと思います。今後、地域自治区が無くなった時に住民側から担当課に言える機会はどのような所があるのか。それは何か門戸を開いておかないと後々困るのではないかと。当面は少子高齢化に伴い年々高齢化率が高まる中、地域で様々な問題が起こると思います。問題が起こった時に自治会長が動ける仕組みが今あるのか、学区まちづくり協議会をどう行政と結びつけるのか。今は事業執行の主体が学区まちづくり協議会が担っているようにも思いますが、本来は学区自治連合会がしないといけないのでしょうか。単年で役員が交代する組織なので継続性が乏しくなります。そういうことをどれくらい学区まちづくり協議会に担わして、一つの執行機関として両組織が連携にしているのか、というのが課題だと思います。

アドバイザー

ようするに機能ですね。課題を抽出して課題を緩和して行くためにどういう事業が必要なのか。どういう体制が必要なのか。市にはどう協力をお願いできないのかとか。そういったことを企画して行く役割が必要だと思います。

会長

具体的なものは言えませんが、仕組みを作っておかないと何か起こった時「これ、どうするのだろう。」ということにならないか。そういう時は地域協議会が無くなれば、学区まちづくり協議会が仕組みに沿って問題解決に向かうとか。あ

るいは市からの支援はどのレベルで支援を受けて、自分達で解決して行くというのが必要ではないかなあとと思います。

アドバイザー 先ず、学区まちづくり協議会の中で今の仕組みで企画的な役割を担えるのだろうか考えないといけないと思います。今の体制で難しいということであれば、どういう仕組みを新しく組み入れる必要があるのか等の次のポイントが出て来ると思います。なかなか企画ということは難しいことですので仕組みを整えないといけないと思います。

会長 想定できる課題を持ち合わせながら、学区まちづくり協議会の各部会長あたりとの意見交換をしながら「将来こういう業務は可能ですか。」と聞いて、「事業執行だけでとてもできない。」と言われたなら、一つ新たなものを置かないと学区まちづくり協議会としてもできないだろうし、「やれる。」と言われたらありがたいのですが。

アドバイザー 今の学区まちづくり協議会ですが、安土学区にも老蘇学区にもいくつか部会があります。年間事業を執行して行くと思いますが、それ以外に企画部門と言うのでしょうか、そういう仕組みが必要だと思います。

会長 老蘇学区は7部会以外に文化広報のプロジェクト委員会を設置しています。各自治会から要望がある時に協議する企画部門、事業部会とは別に持たないといけないと思いますが。老蘇学区は中山道プロジェクトだと思います。

委員 中山道プロジェクトは、まちづくり支援課の所管です。

会長 本来、学区まちづくり協議会は事業活動なのです。宗野先生にお世話になってますまちづくり企画もそうです、一つのプロジェクトです。事業活動部会が学区まちづくり協議会の常設事業活動ですが、特別なものはプロジェクトとして事務局が直接執行する機関として老蘇学区は進められています。

委員 安土学区の信長まつり実行委員会がそういうタイプの6部会とは別の取り組みです。6部会は実行委員会に協力するのです。

アドバイザー 少子高齢化の問題で、高齢化によって地域の元気が無くなって行くという時に、「じゃあ、明るい話題というのをみんなで考えよう。」というのは企画だと思うのです。どういう対策が必要かとか、対策を打つために市からこういう力を借りたいとか、そういうことを考えて市と交渉して行く「企画と渉外、交渉」ですね。その辺り非常に難しいことですが、やりがいがあります。おそらく市内 11

の学区まちづくり協議会でそれをやっている所は無いです。作って行くのなら、自分達でゼロから作って行くということになると思います。

会長

住民としては今後の課題を克服する仕組み、制度ですので関心がないといけないのですが。

委員

私はよく「まちづくりの『まち』とはどこなの。」と考えます。例えば老蘇学区というのを考えることは無いのです。「まち」と言うと私なら内野とか、自分の住んでいる所になります。それを考えると今、そういう地域計画は何も無いのです。先程の福祉の話でふと思ったのですが、健康推進員とか、たくさんの役員の方々がおられます。でも、その方々が集まって「内野で何かやろう。」というのは何も無いのです。その人達が全部縦の繋がり集まって行って、そこでは活動もされている。「それじゃ中で活動しよう。」というのがあまりなくて弱いと感じています。例えば老蘇学区ならば老蘇学区の地域計画があって、その集落が全て地域計画を持てたらこれはもう理想です。

会長

確かにそうです。ある独特なことにはそれぞれ専門の委員会が必要です。最初はその年のあて職ですが、本来の任期は終わったが、たまたまその年に発生したことで、その終結まで5年間なら5年間その委員をしているとかあり得ます。お寺の役で、お寺のお堂を改修することになったら、その委員は改修が終わるまで付き合うことになります。各集落にも自治会長とは別に、集落の企画というものをやる役割が長期的に必要だと思います。

どうということが課題なのか、その課題は現状の制度や仕組みで解決できるのかどうか。できなければどんな仕組みを作ることで今後解決して行けるか。それが現在の学区まちづくり協議会や学区自治連合会の体制でなければいけないのならば、学区まちづくり協議会の体制も若干改善しながら、そういう仕組みを持つて行かないと、現状のままではできないことがあるだろうと思います。

岐阜市柳津町や恵那市の先進地視察の受入れですが、あまり積極的でないのですが、そこに聞きに行つてどうこうなる訳でもないですね。

アドバイザー

1回行っただけでは分からないと思います。もう1回行くというのは良いと思います。学区まちづくり協議会を作って、そこでいろんなことをやっていこうというのは今増えていると思います。

私は昨日、京都府のある市の職員さんとお話しをしていたのですが、学区まちづくり協議会をこれから作るそうです。まちづくり協議会にどういう役割を期待するのかとかどういう仕組みでやって行くのかをこれから制度設計をして行きたいという話でした。すごくそういう例が多いと思いました。先程の委員の話で気づいたのですが、学区でも広いのですね。私は今までそこを考えていませんで

した。確かに内野という一つの集落があって、他の集落と離れています。例えば内野の課題というのがある、内野の中でどういう風に人が集まってその課題に向き合っていくのか。学区単位とは別に、集落単位で考えて行くのも大事かと思えます。

会長 老蘇学区まちづくり協議会の3ヵ年計画を読んでいると、あの中にも学区では取り組めない活動計画と、学区でやられたものを各集落で具体的な方策を計画した方が良いと思っておられます。学区まちづくり協議会の3ヵ年計画を全て集落に下ろしてどうかではなく、下ろしてやれるもの、学区だからやれるけど集落だとやれないものもあります。そういうことを考えていかないといけないと思えます。

アドバイザー 安土学区も、学区では広すぎるということがありますか。地理的にもそうですが、過去の文化の面からどうですか。

委員 常楽寺区は常楽寺区。下豊浦区は下豊浦区、やっぱり違いますね。

会長 下豊浦区と常楽寺区が一緒のことで良いのかという点。

委員 それは違います。

アドバイザー 先程、常楽寺区でもカルタを作られるということでしたか。

委員 常楽寺区は屏風絵をやっています。

委員 安土カルタというのが昔あって、老蘇学区がやったからという訳ではないですが、それをもう一度見直そうとやっています。安土学区まちづくり協議会の地域振興部会で安土学区では安土学区で違う形の史跡やその他を含めて新しいことに切り換えて行こうと検討中です。

先程、福祉分野で民生委員・児童委員とかが単一でやられています。上豊浦区では「見守り支え合い」は、民生委員・児童委員、福祉推進員、区の区長含めて3役、それから推薦された方々が担われています。区の区長は毎年交代するけれども、その組織に入っておられる方々は数年単位の期間で担っておられます。縦の組織だけでなく横に串を差した形の組織体制で、見守りの話し合いを月1回、上豊浦区では行っています。

たまたま福祉分野の話でしたけれど、行政その他の件を、区に下ろしてきて話し合いができるのは区の区長会しかないです。そこで話を協議するしかないのですが、それ以外では単一的な、「福祉分野についてはこうだ」というグループを

やっぱり、ある程度そういう関係者が集まってやる事が必要じゃないかと思いません。

会長

自治会には班長や評議員等々の役員がおられますが、皆さん単年交代です。せっかく議論しても1年したらさよならです。複数年、継続的に議論できるようなグループ編成が必要ですね。

先般、老蘇学区まちづくり協議会では総会において役員の在籍期間を7年以上にできるように規約改正されました。

皆さん、アドバイザーのお話しをご理解いただけましたか。もう一度現在の課題から、現在の制度で解決できるなら良いのですが、できない場合、どういう制度を考えないといけないのか。学区や地域ですることから行政からどういう支援をしてもらわないといけないかという整理をしていけばというお話でした。

では、アドバイザーには今後も適時アドバイスをお願い致します。委員のみなさんから他にございますか。無ければ事務局からその他事項をお願いします。

事務局

先般の会議運営部会では、安土町在住の市議会議員の皆さんとの意見交換会のテーマについては出来る限り絞った方がよいとのことでした。

テーマについては改めて各委員にお諮りしたいと思います。

会長

例えば福祉分野で意見交換会をするとしましても広範囲であることから、地域の我々の課題等に基づきテーマを設定できればと思います。

具体的に未だ市議会議員の皆さんとの意見交流会をしようという所まで行ってないですね。

事務局

未だそこまでは進んでいません。

会長

最後に、7月の会議運営部会につきましては、7月5日（水）午前9時30分からということで部会において決定しております。7月定例会については、7月19日（水）午後1時30分からということで提案いたします。

ご異議なければ、7月定例会は7月19日（水）午後1時30分からでお願いいたします。

会長

では以上で、本日の会議を終了したいと思います。

副会長から一言お願いします。

副会長

（あいさつ）

【終了 16:10】

会議録作成

近江八幡市安土町地域自治区事務所
住民課 庶務グループ

TEL: 0748-46-3141 FAX: 0748-46-5320

E-mail: 390110@city.omihachiman.lg.jp